

## 「検討の論点」に沿った議論の整理

### 本研究会のミッション

- ・行政機関等が保有する個人情報の特質をどのように認識・理解するかが、この研究会の大きな課題ではないか。
- ・この研究会の検討では、行政機関等が保有するパーソナルデータの扱いについて、個人情報保護法の改正との整合的な方向を考えるのか、または、別の取扱いをするとの方向で考えるのか、仮に別の取扱いをするのであれば、行政分野における個人情報の特質を具体的に明示して、なぜそうなるのかを整理する必要があるのではないか。
- ・制度改正大綱では、個人特定性低減データは同意なしに第三者提供できることになっているが、行政機関が保有する個人情報についてもここまで決めてしまってもよいのだろうか。
- ・医療・介護・福祉等の分野については、民間部門以上に公的部門の方がデータを持っているため、そこに議論の力点を置くべきではないか。
- ・統計法の改正により、匿名データを利活用する仕組みが始まっているが、これを吟味して議論すべきではないか。
- ・データの利活用と言っても、どういうものについてどうやるかという話になるのではないか。行政機関等個人情報保護法が規制法であるという性質は変わらないのではないか。
- ・個人情報を規律するのは保護法なのであって、行政機関等がパーソナルデータの利活用を進めるインセンティブは一般的ではなく、そういう状況で利活用を推進するという政策的部分まで方向性を示すのは難しいのではないか。
- ・基本法改正に向けた検討状況について、内閣官房と事務局間で情報共有しながら進める必要があるのではないか。

### <パーソナルデータの利活用>

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

### 行政機関・独立行政法人等が保有するデータの利活用・商業利用へのニーズ

- ・公共データは、信頼性の高い基礎データとして民間での活用への期待が高い。行

政機関等が保有するパーソナルデータについては、現時点でどのようなデータがあり、それらがどのような目的で、どのように活用されているのか、わからないため、民間での利活用ニーズについて把握できていない状況。（経団連）

- ・（質問に対し）固定資産課税台帳や住民票情報などでは、個人識別性を無くしたり低減したデータであったとしても、地域ごとカテゴライズされたものの利用価値は高いのではないか。（経団連）
- ・行政機関等の保有するパーソナルデータに対する経済団体の利活用のニーズは、具体的になっていないのではないか（今後利活用のニーズが出てきたときのために枠組みを整えることが必要と理解できるのではないか）。
- ・行政機関等によるパーソナルデータの保護が「民間の創意工夫を阻害しないように」との主張があるが、そもそも現時点では具体的な利活用の方策が見当たらぬ印象を受けるがどうか。
- ・固定資産課税台帳と住民票情報以外、現時点で具体的なニーズは提示されなかった。
- ・個人情報の利活用のための検討は必要だが、行政機関等が保有するデータの特質から考えれば、現行規定を利活用のために変更する必要はないのではないか。（質問に対し）ただし、個人情報保護とのバランスがとれていれば、必ずしも法改正に反対するものではない。（日消協）
- ・情報提供に任意性がなく、機微情報が多い行政機関等が保有する個人情報は、プライバシーの保護が前提のものであり、利活用を推進するのは疑問ではないか。また、消費者は、行政機関等が保有するパーソナルデータは厳しく管理されていると考えており、知らないところで利活用されれば、国への信頼が揺らぐのではないか。（全相協）
- ・経済団体の主張では、パーソナルデータの利活用の必要性が不明確ではないか。一方で、利用される側にはかなりセンシティブな問題であって、そこまで商業に貢献する必要はないし、消費者が個人情報の流出・悪用に無防備な現状では利活用への信頼も持てないのではないか。（全相協）
- ・（質問に対し）個人識別性を低減することであっても、情報を掛け合わせて、予期せぬ事態が生じる懸念は払拭できない。現行の個人情報保護法制定時に、一般消費者は自分の情報をコントロールする権利を持ったと思ったところ、全くそうした状況にない中で、更に利活用を進めることには強い不安と懸念を持っているのではないか。（全相協）
- ・（質問に対し）社会経済を含めた公益のためのデータ利活用と言われても、規制の緩和だけされて、消費者への利益の還元はされない状況が生じるのではないか。（全相協）
- ・行政機関等が保有するパーソナルデータは、法令上の根拠に基づき行政事務の遂行のために収集・保有されているのが通常で、提供するか選択の余地がない場合がほとんどである。このようなパーソナルデータを商業目的で利活用することは、目的外利用かつプライバシー侵害に当たり、利活用の促進やそのための法改正に

は反対である。（日弁連）

- ・（質問に対して）守秘義務や、再特定の禁止、データマッチング規制等を課した上で、低減データの形をとったとしても、情報公開以外でのデータ提供は、行政機関等が保有するパーソナルデータの特質からして反対である。（日弁連）
- ・住民の重要な個人情報は自治体が持っているのであって、国の行政機関が保有するパーソナルデータには大したものはないのではないか。

#### 一 行政機関等が保有するデータの類型化・カテゴライズの必要性

- ・行政機関等が保有する情報と民間が保有する情報について、本質的に変わりがないもの、異なるもの、中間的なものなどにカテゴライズした議論が可能であれば、そうすべきではないか。
- ・行政機関が保有する個人情報を、純粋な行政情報で機微性の高い非公開情報と、民間事業との境界が曖昧で利用可能な公開情報に分類し、公表可能な情報は、政府のデータカタログに整理していくことを検討いただきたい。（経団連）
- ・行政機関等の保有するデータには様々なものがあり、一律の同じ方法での利活用は困難であって、オープンデータによるものから、機微性が高く許可や届出制によるものまで様々な方法が考えられるのではないか。
- ・データの利活用可能性の議論においては、現状でも手に入るデータ、手に入りにくいデータ、制度を変更して手に入るようにしたいデータを分けて考える必要があるのではないか。
- ・行政機関等が保有するパーソナルデータについて、機微情報が含まれるか否かにより分類するという考え方もあり得るのではないか。

#### 行政機関・独立行政法人等が保有するデータの提供の在り方

- ・（質問に対し）利活用のための情報の提供のあり方は、内容により、確認できればよいものもあれば、契約や認定を受けた企業など特定の者にだけ提供するものなど、機微度に応じて方策を考えていくことも考えられるのではないか。（新経連）
- ・地理データや位置データについては基本法があり、ガイドラインに基づき提供されている情報もあるので、そういうものの精査も必要ではないか。

#### 制度設計の基本的視点

- ・パーソナルデータの利活用に関する制度設計は、民間の創意工夫を阻害しないよう柔軟なものにすべきではないか。（新経連）
- ・具体的な阻害要因についての指摘はされなかった。
- ・個人情報保護法制の体系、すなわち官民共通ルールを定める個人情報保護法の傘の下に行政機関法があるとの両者の関係性については、現状のまとすべきという点について、構成員の意見の一致がみられた。

## 基本法との整合性

- ・この研究会の検討では、個人情報保護法の改正と整合的な結論を示すのか、または行政分野における個人情報の特質を具体的に明示して別の取扱いをするとの結論を示すのか、検討を進める必要があるのではないか。【再掲】
- ・基本法の目的・理念において、「プライバシーの保護」を立てるとすれば、行政機関等法もそれにそろえることを考えるべきであるが、「利活用の促進」を立てる場合は、必ずしもそういうことにはならないのではないか。
- ・定義の問題については、細かく言えば、背景となる欧米の考え方も違い、いろいろな考え方はあるが定性的に書けるのではないか。
- ・行政機関法は基本的に規制法であって、利活用は例外的なのではないか。
- ・オールジャパンの基本法と、それとは基本設計や情報の取得形態等が全く異なる公的部門の制度設計は、それぞれきちんと考へる必要があるのではないか。そのためには、公的部門が実際にどのようなファイルを持っていて、それにどのような項目が含まれているのかが非常に重要になるのではないか。

## 行政機関等が保有するパーソナルデータの特殊性

- ・行政機関等が保有する個人情報の特質をどのように認識・理解するかが、この研究会の大きな課題ではないか。【再掲】
- ・個人情報を規律するのは保護法なのであって、行政機関等がパーソナルデータの利活用を進めるインセンティブは一般的ではなく、そういう状況で利活用を推進するという政策的部分まで提言をするのは難しいのではないか。【再掲】
- ・行政機関は、権力の行使に伴い説明責任を負うという観点から、情報公開や、表現の自由とのバランスでの規律といったものが存在する点で民間事業者の場合とは異なり、そうした点がこれまでのコントロールで十分かといった点も、行政機関の保有するデータの取扱いの特質として議論すべきではないか。
- ・行政機関等の保有する情報であっても、取得に任意性のない情報や機微情報等を除けば、民間の保有する情報と本質的な差異はないのではないか。（経団連）
- ・利活用においての柔軟性も重要だが、プライバシーの保護とのバランスも考えると、制度全体として、社会全体の福祉の増進につながるというような公益性の要素が必要ではないか。
- ・行政機関等が保有する個人情報は、義務として提出しているものが多く、国民は公共の目的や自分自身のメリットのために利用されると考えており、民間で扱われる個人情報とは異なるのではないか。（日消協）
- ・行政機関等が保有するパーソナルデータは民間が保有するものとは異なり、行政機関等に情報提供する際には任意性がなく、消費者は個人情報を提供している認識すらしていないこともあるのではないか。（全相協）
- ・情報提供に任意性がなく、機微情報が多い行政機関等が保有する個人情報は、プライバシーの保護が前提のものであり、利活用を推進するのは疑問ではないか。

### 【再掲】（全相協）

- ・行政機関等が保有するパーソナルデータは、法令上の根拠に基づき行政事務の遂行のために収集・保有されているのが通常で、提供するか選択の余地がない場合がほとんどではないか。【再掲】（日弁連）

### 独立行政法人等が保有するパーソナルデータの扱い・情報の特性

- ・行政機関等が保有する個人情報について、商業的目的で加工・提供する一般的な動機・合理性はないとの記載があるが、独法等が保有している情報には、必ずしもそうでないものもあるのではないか。
- ・独法のように自己収入を上げなければならない法人をどのような考え方で整理するのかについては議論が必要ではないか。
- ・記載の一般的な動機・合理性はないとの立場は、現行法の立場を示しているとも理解でき、行政機関にパーソナルデータの利活用を進めるインセンティブがあるのかどうかについては時代とともに変遷するところ、まさにこの研究会で議論することなのではないか。

### 行政機関等が民間等から受領したパーソナルデータの取扱い

- ・これまで行政機関が保有するデータは行政機関が集めたデータという立場であったが、今後は民間情報を行政機関が利用するケースも想定した議論が必要ではないか。

### 国際的整合性

- ・我が国の個人情報保護法制が前提としているOECDプライバシーガイドラインの改正や、EUデータ保護規則の提案、またドイツ等の諸国の例を参考にしてはどうか。
- ・国際的整合性も1つの論点だが、最終的には我が国として機能するような制度にする必要があるのではないか。
- ・（質問に対し）国際的整合性について、グローバルなデータ流通の妨げにならないことは重要であるが、必ずしもEU基準に合わせるよう主張するものではないし、十分性条件について意見の一 致をみているわけでもない。（経団連）
- ・諸外国の取組との比較の際は、実際に公的部門により行われているサービスと、公的部門が関わっていないサービスとを分けて考えた方がよいのではないか。例えば、我が国では信用情報機関であるCIC（割賦販売法・貸金業法指定信用情報機関）は公的部門でないし、また、反社会勢力への該当に関する情報は、警察の情報をを利用するかどうかによって異なるということになるのではないか。
- ・現在の論点の中で、機微情報はEUに、個人特定性低減データは米国に由来するものであり、両者の関係について検討が必要である。一般的に低減データを導入して、それを更に機微情報とそれ以外に分けるという議論はこれまでなく、この研究会で初めて議論することになるのではないか。

## 情報公開法との関係

- ・情報公開により公開された情報を商業目的に利活用することは問題がなく、情報公開をより一層促進することにより、民間企業が商業目的に利活用することの可能なデータの公開も拡大するという在り方が望ましいのではないか。一方、個人の特定に結び付きかねない低減データを提供するようなことは、行政がわざわざすべきことではないのではないか。（日弁連）
- ・パーソナルデータの利活用の推進のために、情報公開法第5条第1号の定める不開示情報の対象外となる情報を追加するようなことはすべきではない。（日弁連）
- ・（質問に対し）情報公開法と個人情報保護法の定義は、いずれもプライバシーを保護することが目的なので一致することが望ましいのではないか。（日弁連）
- ・個人情報の保護を主たる目的とする規制法である行政機関個人情報保護法の改正は、情報の利用・提供の促進手段としてはなじみにくいのではないか。むしろ、企業等の情報の利活用による経済活動の発展を目指すとともに、公益にも資する制度作りを目指すのであれば、情報の利用法たる情報公開法を改正する方が適切ではないか。
- ・行政機関法を改正し、第三者提供を「できる規定」にする方法では、問題なく第三者提供を行わなければならない各省庁は慎重になり、利活用は進まないのではないか。
- ・統計の匿名データを例とすることについては、調査結果を広く行政、企業等に活用してもらうことを任務とする統計調査と、各省庁が固有の業務のために保有する個人情報とでは、利用・提供に関するインセンティブが異なるのではないか。
- ・情報公開法の改正による場合、具体的には、情報提供施策に係る規定（24条）及び個人情報の部分開示に係る規定（6条2項）の改正が考えられるのではないか。
- ・行政機関法の改正又は情報公開法の改正には、それぞれ一長一短があると思うが、実効性ある制度にするためには、何らかの義務付けを考える必要があるのではないか。規制法である行政機関法ではやりにくいと思うが、その点がクリアできるのであれば、行政機関法の改正によることも考えられるのではないか。
- ・情報公開法に基づく開示請求は開示の目的を問わないものであるが、パーソナルデータの利活用には目的が関わるため、必ずしも同法によることが適當とは言えないのではないか。
- ・パーソナルデータはビッグデータとは異なり、その利活用はいかなる目的でも良いということにはならないのではないか。
- ・民間分野においても、漏洩事案等を受けて、国民が個人情報保護に厳しい視点を向ける中で、事業者は“個人特定性低減データ”を提供する必要性と合理性をきちんと考えると思うが、のこととのバランスでも、行政機関に義務付けることには問題があるのでないか。
- ・情報公開法や情報公開条例については、情報の種類や性質、規模によってはその

利用で済む場合もあると考えられ、行政機関法等と排他的に考えるのではなく、うまく使っていけばよいのではないか。

#### 行政機関個人情報保護法第8条（独立行政法人等個人情報保護法第9条）の考え方

- ・行政機関個人情報保護法第8条は、行政機関による保有個人情報の目的外の利用・提供を制限しているが、個人識別性を無くした部分的な個人情報の利用や提供を禁止しているのかどうか。もし禁止していないのであれば、現行法第8条でも低減データの提供は可能と思われ、今後低減データを条文に規定するとした場合には、影響してくるのではないか。
- ・目的外利用、提供の条文の考え方については、可能であれば自治体からヒアリングしてみてはどうか。
- ・行政機関法第8条の第三者提供の規定を活用するのであれば、「できる規定」でよいかも含めて議論すればよいのではないか。
- ・利活用の推進のため、現行の行政機関法第8条の目的外利用の枠組みを用いる方法があり得るのではないかという点について、構成員の概ねの意見の一致がみられた。
- ・個人特定性低減データと個人情報とは必要な規制の内容が異なるのではないか。行政機関法は個人識別性のある情報の保護や利用の制限を骨格としているため、これに個人特定性低減データを位置付けるのであれば、低減データを個人情報とは別に位置付け、それに沿った規制や利用・提供を行うという整理をすべきではないか。
- ・低減データの利活用は、行政機関法による従来の個人情報の保護や利用制限とはかなり異なる概念であることから、現行規定に同列に盛り込むと、個人情報全体が緩やかに利用提供できるようになるという誤解が生じるのではないか。
- ・行政機関法に個人特定性低減データを位置付けることについて、構成員の意見の一致がみられた。
- ・行政機関への個人特定性低減データの導入に当たっては、本来であれば、情報の自己決定権・自己情報コントロール権を背景にどのような意味があるのか議論しなくてはならないのではないか。その上で、慎重に法制を立てて、例えば医療等の分野でこれまで動かなかった部分が動くことになれば、画期的なことで大きなメリットもあるのではないか。
- ・個人特定性低減データは、民間分野では事業者同士の取引や契約により情報の売り買いの判断がされることを考えれば、行政機関の場合には行政機関に裁量があるべきではないか。仮に行政機関に低減データの提供義務があるとすれば、本来なら行政機関の方が厳格に取り扱うべき個人情報について、民間分野より緩い扱いをすることになり問題ではないか。
- ・「できる」規定で提供が進まないかどうかは、最終的には行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用を進めるかどうかという政府としての腹の据え方の問題

ではないか。

- ・仮に行政機関に対する請求権の形をとると、要求があれば提供しなければならない情報のセットを法律に書き込む必要があるが、それは困難ではないか。
- ・個人特定性低減データを提供する場合、行政機関と事業者で、利用目的やどのような安全管理措置ができるか等について話し合い、提供可能な形にカスタマイズするといった中で最終的に可否も決まっていくと思うが、そうした手続により対象が確定するものについて、予め請求権化することは困難ではないか。
- ・提供のプロセスについて「できる」規定を前提とすることで、構成員の概ねの意見の一一致がみられた。
- ・現行の行政機関法では、個人特定性低減データの本人の開示請求や訂正請求等にはなじまないため、従来の個人情報とは別立てにした方が国民にも分かりやすいのではないか。
- ・個人特定性低減データについては、行政機関法第2条又は他の条文の中で定義を置き、受領先への義務付け規定も含めて、現行の8条2項4号に上乗せした形で条文を書き起こす必要があるのではないか。受領先への義務は、現行の9条の縛りよりきっちりした義務を規定しなければならないのではないか。
- ・個人特定性低減データが安易に提供できるというメッセージは出さない方がよいと思うので、行政機関法では、目的外提供に規定するか、第三者への提供の制限の規定の枝番に規定する程度でよいのではないか。
- ・個人特定性低減データを行政機関法の目的外提供の延長に位置付けることについて、構成員の意見の一一致がみられた。
- ・行政機関法には、個人特定性低減データの提供について、利用目的の公益性等を見て行政機関の長が判断すること規定すれば十分であって、ただし規定が「特別の理由」のようにふわっとし過ぎていると、目的規定に利活用等を書かなければならなくなるかもしれないという理解でよいのではないか。
- ・新たに導入する内容をしっかり書けばよいのであって、目的規定にこだわりすぎた議論をすべきではないのではないか。

#### 自治体等のルールへの波及への考慮

- ・行政機関等法についての議論が地方自治体の情報の取り扱いにも波及していくことを意識した議論が必要ではないか。
- ・オープンデータの文脈では、先端的な自治体が国に先行して創意工夫をしている。また、日々の生活にまつわるパーソナルデータは自治体にたくさんある。ここでの議論は自治体が参照すると思われる所以、自治体への波及も意識して進めていく必要があるのではないか。
- ・行政機関、独法等についての法的整理と、条例制定権を根拠にした自治体の整理は違うが、自治体の選択で望ましいモデルが波及していくことは望ましいのではないか。

- ・自治体そのものは別としても、財政難の第三セクターなどでは、データを売る必要があるケースも出ているのではないか。
- ・地方自治体にどのように情報提供していくか、今後自治体と国のルールの関係をどう考えていくかといった幅広な事項とした方がよいのではないか。
- ・個人情報の利活用の可否について、国の法令や市の条例に規定のないものについては、情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、市が判断することとしている。（千葉市）
- ・（質問に対し）個人情報の目的外利用は全般的にハードルが高いと認識している。例えば、国民健康保険のデータを市民全体の健康増進のために利用することは目的外利用に当たる。また、国民健康保険のデータ解析を国民健康被保険者の健康増進のために外部委託する場合は、利用目的内の利用となり可能であるが、他のデータと掛け合わせることとなれば目的外利用となり、仮に市内部での利用であってもハードルが高い。（千葉市）
- ・（質問に対し）個人情報の関わる委託事業については、利用目的内の利用であって、市が作成する仕様の範囲内で行う場合は審議会にかける必要はないと整理しているが、様々なデータと掛け合わせるなど自由度の高いデータ処理を行わせる場合は、審議会の承認が必要になると解釈している。（千葉市）
- ・（質問に対し）それぞれの自治体の条例で定義しようとすると、国が示しているものより保守的なものになる可能性があるが、国よりも緩やかなものにすると、問題が生じた場合、その定義について説明責任が発生するため、各分野において省庁からガイドライン的なものを示してもらえると有益なのではないか。（千葉市）
- ・条例については、国の法令と自治体の条例を同じにするわけにはいかないし、国が自治体に対しこういう条例にしろと言うことも憲法違反でありできない。そこで、第三者機関が調整機関として役割を果たすという議論があり得るのではないか。
- ・住民の情報は自治体が責任をもって管理する必要があり、自治体は条例に基づき、また、条例に問題があれば改正をして課題に取り組むべきではないか。
- ・医療や教育など各分野の情報については、関係省庁が施策の一環として取扱いを検討し、必要があれば地方公共団体にも助言等を行うべきであって、国の第三者機関が、行政機関の保有する各分野の個人情報について関与するのは極めて困難なのではないか。
- ・個人情報の取扱いについて、類例が蓄積されると手続論の議論が楽になるため、そのためには自治体の審議会の開催頻度が重要であると考えられるが、実際には頻度が少ないという問題もあるのではないか。
- ・地方自治体への波及を意識する必要があるが、国が行政機関法に「できる規定」を置いたとしても、自治体はなかなか動けないのでないか。

利活用可能となり得るデータの範囲（個人識別性をなくすと利用価値が失われるよう

### なデータの取扱い等)

- ・地域ごとなど集計したパーソナルデータであっても、場合によっては個人が識別できてしまう情報もあることに留意が必要ではないか。
- ・(質問に対し) 経済的利用に当たり、データの地域割りを考えた場合、メッセが細かいほど利用価値は上がるが個人識別性も高まるので、考慮が必要ではないか。  
(新経連)
- ・(質問に対し) 固定資産課税台帳や住民票情報などであっても、個人識別性を無くしたり低減したデータであったとしても、地域ごとカテゴライズされたものの利活用の価値は高いのではないか。【再掲】(経団連)
- ・医療データの利活用には公益性があり、個人特定性低減データを導入することは構わないと考える。なお、低減データの技術的な面に鑑みると、安易な運用をすると個人が特定され権利利益の侵害が起き得る制度であり、結果として個人がデータを提供しなくなるなど行政事務にも影響が出るおそれがあるものであるため、「スマートスタート」から始める方が安全ではないか。
- ・個人特定性低減データは初めて導入するものであってリスクがあり、また最初に危ないものと印象付けてしまうと結果的に提供されなくなりかねないため、やはり「スマートスタート」で進めるべきではないか。
- ・個人特定性低減データの利活用は、医療等の一定の分野を念頭に「スマートスタート」をすべきであるという点について、ほぼ意見の一一致をみているのではないか。
- ・情報公開請求が多いのは医療機関や飲食店等の届出情報であるため、利活用のニーズがあると思われ、また比較的秘匿性も低いと思われる所以、こうした情報から利活用を検討していくことも考えられるのではないか。
- ・「行政機関等が保有する個人情報の分類（試案）」の③の情報については「スマートスタート」の対象としてコンセンサスがとれていると思うが、研究会の議論が今後自治体に波及していくことを考えると、自治体が保有する①に該当する情報のうち機微性の高い等の理由が無いもの、例えば介護の給付を受けるために提供している情報等にも利活用の道を開くというメッセージを打ち出すことが必要ではないか。  
←想定されているのが医療分野と関係の深い福祉分野の情報のことだが、それは個人を特定しなければサービスにつながらない分野ではないか。個人特定性低減データの利活用というより情報公開の話であって、自治体の施策の在り方の問題ではないか。

### データの加工・提供の方法・手続

- ・行政データの提供という観点では、統計法の改正による匿名データ提供という例があり、これを吟味することは検討の大きな材料になるのではないか。
- ・統計法による匿名データの作成方法については、各府省等において外部有識者を

交えた研究会等により検討を行い、さらに基幹統計調査に係る匿名データの作成方法については統計委員会に諮っている。提供可能となった匿名データについては、申請人による各府省への申請からおおむね1ヶ月以内で提供している。(統計基準担当)

- ・統計法のオーダーメード集計は、利用者の委託（オーダー）により作成・提供した集計表であっても、専有的な利用は認めず、行政機関等の他者による利用が妨げられないことを利用条件としている。(統計基準担当)
- ・統計法によるオーダーメード集計や匿名データの提供は、行政機関の長が自ら行うほか、独立行政法人統計センターに事務の全部を委託して行うことができる。(統計基準担当)
- ・個人特定性低減データを導入する場合には、その取得、加工、提供の規律の在り方について、民間部門の規律との整合性も含めて検討する必要があるのではないか。
- ・個人特定性低減データを行政機関に導入するのであれば、提供元たる行政機関への規律や、行政機関が低減データの受領者側になった場合の規律が民間部門と同じでよいのかを検討する必要があるのではないか。また、行政機関が民間から受領した低減データの二次提供については、それを認めた上で何らかの制約を設けてはどうか。
- ・行政機関等が民一民関係と同等の立場にある相手方の情報を管理しているケースで、どのセクターの主体が情報を保有しているかによりデータの性質に差がない分野については、個人特定性低減データへの加工方法等のルールを関係者が共同で策定し、第三者機関の認定を受けることが望ましいのではないか。一方、専ら行政機関等で取り扱われるパーソナルデータについては、慎重に検討することが必要ではないか。
- ・行政機関法の対象となるデータの中で、民一民と同様の関係にありかつデータの保有主体が様々なセクターにまたがるものについては、民間と共にマルチステークホルダープロセスの中で議論に参加することが必要になるのではないか。
- ・行政運営の透明性の確保の観点から、個人情報ファイル簿の公表のように、個人特定性低減データについても作成過程等を記した何らかの帳簿の作成・公表が必要ではないか。
- ・個人情報が個人特定性低減データに加工されても、識別性は残るためそれは行政機関法上の個人情報に該当するのではないか。その場合、低減データへの加工やデータの利活用は個人情報の利用目的の変更に当たり、その利用目的の変更が合理的に認められる範囲や、低減方法の適切性、再識別化の禁止等をガイドラインによって包括的に示す必要があるのではないか。  
←個人特定性低減データへの加工方法は一律なものでは無く、包括的なガイドラインも作成が難しいことは理解しておく必要があるのではないか。
- ・行政機関の長が低減データを利活用すると判断するに当たっては、あるデータに

ついての利活用を一律に決められるものではなく、その判断や考え方が明示されるとともに、判断に係るプロセスにおいて、一般の消費者や専門家の意見を聴く等の手続を踏んで、公益的目的であるかも含め判断する必要があるのではないか。

- ・検討のどこかの段階で、“マルチステークホルダープロセス”とは何かをきちんと説明してもらう必要があるのではないか。行政機関等にも関係するのか、第三者機関が関与するのか等の議論をする際にも、その前提となる部分だけでも理解した上で行う必要がある。
- ・利活用の分野についての公益目的等の判断は、基本的に主務大臣が行うとしても、主務大臣限りとはせず、第三者機関が判断することや総務大臣に届けること等、何らかの形で行政機関の長以外の者が関わる必要があり、これは第三者機関のつくり方にもよるのではないか。
- ・行政機関が保有する情報について“マルチステークホルダープロセス”がなじむかどうかは、第三者機関が“マルチステークホルダープロセス”を監督するかどうか等関わり方にもよると思うので、第三者機関の位置付けが決まってから議論すればよいのではないか。
- ・提供の具体的なプロセス（“マルチステークホルダープロセス”がなじむか等）は、民間分野における第三者機関の検討状況を待って検討することについて、構成員の意見の一致がみられた。
- ・本人同意の在り方については、基本法の検討状況をみて検討することについて、構成員の意見の一致がみられた。

#### データの加工方法（加工主体、低減の程度、安全確保措置等）

- ・個人特定性低減データの加工方法について、統計の匿名データの手法のように、データの特性に応じて複数の方法を選択し、それをオーソライズする仕組みに、本研究会である程度の道筋をつけられればよいのではないか。
- ・個人特定性低減データの加工方法は、データの種類やばらつきにより異なるものであり、一般的な加工基準をつくることは技術的に不可能であることを検討の前提とすべきである。
- ・低減データの加工方法については、それぞれの分野でグッドプラクティスやモデル的なものが示されれば、自ずと統一できる余地もあるのではないかという議論もできるのではないか。

#### 公益目的でのデータ提供

- ・（質問に対し）国と自治体間等の情報の交換は、法改正しなくても、現行の目的外提供の規定に基づきできているのではないか。（日消協）
- ・公益目的でのデータ提供は現行法で可能であって、現行法を改正する必要はないのではないか。（全相協）
- ・現行の目的外利用・提供の規定については、緩めるべきとの議論、制約がかかる

との議論、行政機関内部での利用を厳しくすべきとの議論など、様々な議論ができるのではないか。

- ・現行の目的外利用・提供の規定は、「本人の利益になるとき」には広く適用され得るが、社会全体の利益のために適用するのには難しい面があるのではないか。
- ・行政機関等の保有するパーソナルデータの利活用は、企業のマーケティング等経済活動のためには認められず、社会全体の利益の向上を目的とする場合など、目的による縛りが必要ではないか。
- ・行政機関の保有する個人情報は、公益的な理由による目的外利用が民間の場合より広く認められているが、行政機関の保有する個人情報の取扱いの特質などの観点から、今までのコントロールで十分なのか議論すべき点があるのではないか。
- ・低減データの利活用の目的は、公共の福祉の増進等一定の目的に限定する必要があるのではないか。
- ・利活用の目的に商業目的を認めるか否かについては、国民の理解を考えると、当初から商業目的を全面的に認めるという方向は難しいのではないか。
- ・利活用の目的について、例えば、災害に対する公共機関の活動と、営利企業の純然たるお金儲けのための活動というような場合は、公益目的と商業目的との区別がつくが、その間には大きなグラデーションがあるのではないか。例えば、民間企業による防災のための情報発信や、製薬といったことは、突き詰めれば公益目的であるが、同時に企業の営利活動でもあるのではないか。
- ・医療に限定する趣旨ではないが、「スマートスタート」の対象として、ニーズがはっきりしている医療を考えていることからすれば、利活用の目的を、広い意味での公益的目的も認め得る制度とする考え方は適当なのではないか。行政機関の長が、個々の分野において具体的なニーズや権利利益の保護の観点からバランスをみて判断していく中で、公益的目的に限定されていくことになるのではないか。

#### 一 医療情報の取扱い

- ・医療の進歩のためには、個人の権利を侵害しないことを前提に個人情報を活用する必要があるが、活用しないことに対する対策はほとんどされていないと言えるのではないか。（山本参考人）
- ・今後の社会保障では、患者や要介護者に対し、様々な機関が集約的にサービスを行う地域包括ケアの概念で医療・介護サービスを行っていこうとしているところ、様々な機関同士での情報共有が一層必要となるのではないか。（山本参考人）
- ・医療情報等の扱いについて、パーソナルデータ検討会では議論が深まらなかつたが、この研究会で課題を掘り下げるか、あるいはどこでどのような検討が必要か明らかにするか、そうでなければ今後第三者機関において一元的に検討せざるを得ないのではないか。
- ・行政情報と民間情報の取扱いの違いが、情報の内容や性質ではなく、入手や取得方法の違いから生じている場合が指摘されるが、その代表例が医療情報と言える

のではないか。

- ・特に医療・介護・福祉の分野で、情報を保有する主体が異なることによって、パーソナルデータを共通して取り扱うことが難しいという課題があるのではないか。国、自治体、民間事業者の安全で適切なプラットフォームがあれば、情報の利活用の進む場面があるのでないか。
- ・(質問に対し) 医療情報について、国立、自治体立、民間立て取扱いのルールを統一するために、個別法で規律すべきではないか。また、通信分野、金融分野についても個別法で規律すべきではないか。(日弁連)
- ・例えば、医療情報の取扱いが保有主体によって異なっていることを例に、利活用や統一的な取扱いの可能性について具体的に考えてみてはどうか。
- ・(質問に対し) 医療や介護に関するデータは機微情報に当たると考えられ、官と民の取扱いは厳しい方に合わせるべきではないか。(日弁連)
- ・県立病院、国立大学病院、私立病院、市立病院が例えば画像診断の連携等を行う場合、4つの異なる個人情報保護審査会の審査を受けなければならないという例に見られるように、情報取得主体によってルールが異なり、責任範囲が異なることによる弊害が存在するのではないか。(山本参考人)
- ・県や市にまたがる情報共有を行う際、それぞれの審査会の審査を受けなければならぬという課題は、個人情報保護法の問題というより、行政手続の簡素化の問題と言えるのではないか。
- ・地方自治体間の条例の差異に関する議論については、仮に各条例の内容が同じとなっても、自治体それぞれでの手續が必要であることに変りがないとすれば、これまでの議論は条例の中身の話なのか、それとも手續が煩瑣であるため簡素化が望まれるという話なのかを明確にする必要があるのでないか。むしろ後者の話なのではないか。
- ・医療に係る特定性低減データを積極的に活用していく必要があるならば、行政機関も例外とすることはできず、行政機関が保有する医療情報にも特定性低減データを導入する必要があるのでないか。
- ・(質問に対し) 医療情報において特定性低減データが重要なのは、再特定はあるが再特定しないことを明確にし、プライバシーを侵害しないとする点にある。特定性低減データを認めず、再特定を不可能としたデータとするのでは、社会的に役に立たない情報となってしまい問題がある。(山本参考人)
- ・仮に、行政機関において低減性データを一般的には認めないとした場合であっても、医療情報については特別に認めることも考え方得るのでないか。
- ・医療データの利活用には公益性があり、個人特定性低減データを導入することは構わないと考える。【再掲】
- ・個人特定性低減データの利活用は、医療等の一定の分野を念頭に「スマートスタート」をすべきであるという点について、ほぼ意見の一致をみているのではないか。【再掲】

- ・医療分野は、利活用のニーズがあり、公益性という観点から納得が得られやすい反面、取扱いが難しく特殊な分野であると思われるため、本来であれば、低減データを先行して導入するよりも、国一地方一民間を通じた特別の法的措置があるべきではないか。
- ・医療分野を特別に考えるべきとする点は理解できるが、結局個別法を作ることができなかつたので、この研究会でこうした検討にチャレンジしていこうとしているのではないか。
- ・医療情報については、例えば低減データの分析結果から個人の疾患が判明した場合に本人に通知したりする可能性があり、何らか再特定の手段を残す必要があるのでないか。そうすると、今般の改正で、再特定の制限を規定することや、医療分野での本人への通知の手立てを残すことについてどう考えるかが問題となるのではないか。
- ・医療情報について、匿名化して研究に使う場合は、当該個人へのインタビューや、ヒストリーデータを検証する必要が生じるため、結局、再特定なりによって、個人の情報に戻らざるを得ないのでないのではないか。
- ・行政機関等がデータを加工・提供する動機・合理性について、医療・介護・福祉といった分野については、社会保障費の最適化・効率化という議論にもつながるし、あるいは、ゲノムのコホートまで考えれば、もっと壮大な議論にもなるが、これらの分野では公的部門が多くデータを持っており、公益に資するという議論があるのでないか。
- ・(質問に対し) 医学研究に関する適用除外について、基本法、行個法、条例との規定上の違いがない方が望ましいと思うが、実際には同様に扱われているため、研究者が困っているという話は聞いていない。(山本参考人)
- ・医療分野のガイドラインにより、第三者提供の特例として包括的同意が運用されているが、家族や近親者等への提供も含め、誤解の生じないようにルール化すべきではないか。(山本参考人)
- ・家族や近親者への説明等については、現行法の下、医療従事者が納得するガイドラインが示されれば足りるのでないか。
- ・行政機関が保有する個人情報の管理・監督について、医療情報については専門知識を有する所管省庁が管理・監督すべきであり、第三者機関がその役割を果たすのは困難ではないか。
- ・(質問に対し) 医療データの管理・監督は、諸外国では専門家のアドバイスを受けてプライバシーコミッショナーが行っており、それは現在我が国で議論されている第三者機関とは異なるものである。(山本参考人)

#### 低減データの提供先が遵守すべき規律内容（再特定禁止義務等）

- ・統計の二次的利用におけるデータの加工方法や提供方法を緩めると、個人が特定される危険性が高まることから考えれば、行政機関等に特定性低減データを導入

するとしても（提供先の）利用にかなりの制限をかける必要があり、さらには特定性低減データは提供すべきでないとの考えもあり得るのではないか。

- ・個人特定性低減データを行政機関に導入するのであれば、提供元たる行政機関への規律や、行政機関が低減データの受領者側になった場合の規律が民間部門と同じでよいのかを検討する必要があるのではないか。また、行政機関が民間から受領した低減データの二次提供については、それを認めた上で何らかの制約を設けてはどうか。

#### 行政機関等が民間等から低減データを受領する場合の規律内容

- ・（質問に対し）観光行動の調査分析事業においては、委託事業者にデータを提供しているデータ保有事業者が、利用許諾により個人の同意を得ているが、こうした場合の同意の取り方については、明示による分かりやすさと、後発的に事業に利用する可能性があること（包括的な第三者提供の同意の取得）とのバランスが難しい点なのではないか。（観光庁）
- ・民のデータベースを官が利用する場合には、官自身に個人情報の利用についての説明責任があるのでないかという点や、データベースにプライバシー保護上の瑕疵があった場合の停止の必要性といった点に、課題があるのでないか。
- ・（質問に対し）民のデータベースのプライバシー保護上の瑕疵の問題については、本事業は、瑕疵が無いことを契約先に説明させ、所管官庁にも確認した上で実施しており、さらに仮に瑕疵が発見された場合は直ちに事業を中止することとしていたが、こうした対応が現実的な方策なのではないか。（観光庁）

#### 規定方法（ネガティブリスト方式、ポジティブリスト方式）

#### <パーソナルデータの保護対象>

（制度改正大綱）

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

#### 基本法との関係の整理

- ・制度改正大綱では、基本理念としてプライバシー保護を明確にする旨の記載があったが、基本法の目的・理念が明確になつたら、基本法の下にある行政機関等法も整合的な改正を検討することになるのではないか。
- ・目的・理念として、プライバシー保護については行政機関法、独法等法で平仄をそろえるという議論はあるかもしれないが、利活用については必ずしもそうでは

ないのではないか。

#### 定義について

- ・クッキーやメールアドレスが個人情報に含まれるのかどうかについては、この研究会の検討範囲なのか。
- ・道路交通情報などへの利活用を念頭において、G P Sデータの検討はされているのではないか。
- ・個人の身体的特性に関する情報等（指紋認識データ、顔認識データ等）の情報は、基本法では保護の対象となっているが、行政機関等の保有するものも保護の対象となるのか。また、「等」に含まれる番号、アドレス、I Dなどの情報についても、今後の民間データに関する検討状況も踏まえながら検討する必要があるのではないか。
- ・制度改革大綱の中では、機微情報データについては、制度改革大綱では原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いについて検討することになっているが、行政機関ではどのように扱うのか。
- ・定義の問題については、各々の立場で各々の主張があり、アメリカとヨーロッパでも異なるし、EU 規則ではなく EU 指令の枠内では、ヨーロッパの中でも国によって異なるところ、法制を全体で見て体系的に考える方法もあれば、公的部門と民間部門をそれぞれの特性に応じて考える方法もあるのではないか。
- ・現行法でも、基本法と行政機関等法の定義は若干違っており、各法律の目的の範囲でどこに重点を置くかにより定まることがあるため、必ずしも全てが一致しなければならないわけではないのではないか。
- ・個人の身体的特性に関する情報（指紋認識データ、顔認識データ等）やそれ以外の情報（カード番号、メールアドレス、端末 ID 等）の取扱いについては、行政機関等の場合に対象とすべきか否かを改めて検討するのではなく、行政機関等が保有するデータの特性を踏まえて扱い方に特別の規律が必要な場合があり得るという手法の問題と考えればよいのではないか。
- ・個人の身体的特性に関する情報等の「等」に該当する内容について、制度改革大綱では第三者機関に任せることとされたが、行政機関等の個人情報の定義では違ってくる可能性があり、整理が必要ではないか。
- ・民間保有の個人情報については、「準個人情報」という類型を設けるのか、あるいは容易照合性の部分で行政機関等法と同じ立場を取り、残りの部分については具体的には政令で定めることとして、例えばクッキーが該当するかどうかを第三者機関に委ねることとするのか、いずれかではないか。
- ・定義を事項的に書かなくても、定性的に書くこともできるのではないか。
- ・個人情報とパーソナルデータの違いを明示したうえで、民間企業が利用したいと考える公共データのなかで、どのような情報がパーソナルデータに該当する可能性があるのかについて、検討事項としていただきたい。（経団連）

- ・(質問に対し) 官民で「個人情報」の定義が異なっており、どこまでがパーソナルデータか判別とせず、取扱いが異なると、データの流通に支障が生じる懸念がある。官民間のデータ流通は今後拡大することが見込まれるため、円滑なデータ流通を図るうえで、官民で「個人情報」の定義を統一するか、そうでなくとも取扱い上問題が発生しないようにすべきではないか。(経団連)
- ・(質問に対し) カード番号、メールアドレスや身体的特性に関する情報は、本人についての情報であるため、まとまったデータにしても公共の福祉のために利用することは想定できないのではないか。むしろ、悪質商法や犯罪に利用されるだけではないか。(日消協)
- ・(質問に対し) 行政機関等が保有するパーソナルデータと民間が保有するものとは収集・取得の方法は異なるが、保護されるべきパーソナルデータの範囲、定義については違いはないのではないか。(全相協)
- ・指紋認識データやカード番号等、センシティブ情報などは、その実質からみてプライバシー情報に当たり、一般に情報公開法第5条第1号の不開示情報に該当すると考えられるため、利活用の対象とすべきではない。(日弁連)
- ・(質問に対し) 定義について拙速に改正することは適切ではなく、時間をかけて丁寧に検討すべきではないか。(日弁連)

#### **行政機関等における特定性低減データの考え方（「容易照合性」との関係）**

- ・個人特定性低減データを行政機関に導入すべきかどうかが非常に重要な問題になるのではないか。
- ・(質問に対し) 低減データの利活用について、定義に「容易照合性」がない行政機関等の場合は、全て突合可能となって、民間と同様に取り扱えないのではないか。(経団連)
- ・今日のネットワーク社会、データベース社会の中では、データの定義に「容易照合性」があるか否かによる違いは、ほとんど無いのではないか。
- ・定義に「容易照合性」があるか否かによる差はそれほどなく、個人情報に該当するか否かは、法律上は明確なのではないか。
- ・行政機関等が保有するパーソナルデータについて、民間と異なり「容易照合性」がなくても「低減データ」を観念できるのか、整理が必要ではないか。
- ・統計の二次的利用におけるデータの加工方法や提供方法を緩めると、個人が特定される危険性が高まることから考えれば、行政機関等に特定性低減データを導入するとしても利用にかなりの制限をかける必要があり、さらには特定性低減データは提供すべきでないとの考えもあり得るのではないか。【再掲】
- ・個人特定性低減データは、特定性が完全には排除されていないものであり、行政機関のデータの取得の背景等を考えると、全面的に導入するか、特定の情報にのみ導入するか、又は導入しないという選択肢も考えられるのではないか。
- ・(質問に対し) 統計データは、秘密が保持されることと、みだりに個人の情報が

使われていないことから国民の信頼を得ているのであって、個人識別できないデータでもみだりに使ってよいことにはならないと考えている。統計以外の分野についても、それぞれの目的のためだけに特別に集めたデータであれば、慎重に検討する必要があるのではないか。（統計基準担当）

- ・地域ごとなど集計したパーソナルデータであっても、場合によっては個人が識別できてしまう情報もあることに留意が必要ではないか。【再掲】
- ・（質問に対し）経済的利用に当たり、データの地域割りを考えた場合、メッシュが細かいほど利用価値は上がるが個人識別性も高まるので、考慮が必要ではないか。【再掲】（新経連）
- ・個人特定性低減データは本人同意なしにデータを利活用する仕組みであるが、本人の同意の安易な省略が行われないようにすることが必要ではないか。
- ・個人特定性低減データの導入については、情報のうち既に公開されているもの、請求があれば公開されるもの、公開していないものといった現状や今後の公開の度合いが検討の軸としてあるのではないか。
- ・行政機関法の個人情報の定義に容易照合性を入れる必要は無いのではないかという点について、構成員の概ねの意見の一致がみられた。

#### 個人の身体的特性に関するもの（指紋認識データ、顔認識データ等）の取扱い

- ・個人の身体的特性に関する情報等の「等」に該当する内容について、制度改正大綱では第三者機関に任せることとされたが、行政機関等の個人情報の定義では違ってくる可能性があり、整理が必要ではないか。【再掲】
- ・「身体的特性に関するもの等」という場合の「等」の部分は基本法の整理と合わせるべきではないか。

#### 上記以外（カード番号、メールアドレス、端末ID等）の取扱い

- ・個人の身体的特性に関する情報（指紋認識データ、顔認識データ等）やそれ以外の情報（カード番号、メールアドレス、端末ID等）の取扱いについては、行政機関等の場合に対象とすべきか否かを改めて検討するのではなく、行政機関等が保有するデータの特性を踏まえて扱い方に特別の規律が必要な場合があり得るという手法の問題と考えればよいのではないか。【再掲】
- ・パスポート番号、免許証番号、保険証番号など行政機関が主体として使う識別子の取扱いは、行政機関としての考え方を整理した方がよいのではないか。
- ・いわゆるグレーゾーンについては、行政機関法に容易照合性を入れない場合は、同法の個人情報に包含されていると考えられるのではないか（こうした方向で法制的に詰めればよいのではないか）という点について、構成員の概ねの意見の一致がみられた。

#### 上記データに係る規律内容

※ 民間保有データについては、制度改正大綱で「保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする」とされている

### 機微情報（個人の資産状況、犯歴など特に機微性が高いデータ）の取扱い

- ・(質問に対し) センシティブ情報等機微情報を保護対象に入れたり、データマッチング規制を設ける改正を施すべきではないか。（日弁連）
- ・(質問に対し) 行政機関等法では、機微情報については、基本法より取扱いをシビアに設定できるのではないか。（日消協）
- ・(質問に対し) 医療や介護に関するデータは機微情報に当たると考えられ、官と民の取扱いは厳しい方に合わせるべきではないか。【再掲】（日弁連）
- ・医療情報について、匿名化して研究に使う場合は、当該個人へのインタビューや、ヒストリーデータを検証する必要が生じるため、結局、再特定なりによって、個人の情報に戻らざるを得ないのではないか。そう考えると、医療関係者が個人情報の取扱いを厳しくすべきと主張する根拠は、センシティブ情報だからという理由しかないのではないか。
- ・機微情報の取扱いについて、行政機関の場合、所掌事務遂行上、取得や保有が必要であるという事情も踏まえつつ、基本法の検討状況をみて検討することについて、構成員の意見の一致がみられた。

### 民間委託先等における行政機関のデータの問題点

- ・PFI や PPP の枠組みの中で、民間事業者が機微の高い情報に接する可能性があるという課題もあるのではないか。

### 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の千人以上要件

- ・基本法が、取り扱う個人情報の数が 5000 人以下の事業者の適用除外を廃止することに合わせて、行政機関等法についても 1000 人以下という適用除外規定を廃止することを検討すべきではないか。
- ・EU が 5000 人にしたことに鑑みれば、国際的調和という観点からは必然的ではないのではないか。

### ＜第三者機関の権限・機能等＞

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータに関する調査・検討等を踏まえ、総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について検討する。

### 第三者機関の体制・機能

- ・「制度の国際的な調和」として、我が国の個人情報保護法制が前提としている OECD プライバシーガイドラインの改正や EU データ保護規則の提案を参考にしてはどうか。【再掲】
- ・行政機関等によるプライバシー影響評価（PIA）については、番号法における特定個人情報保護評価の手法を活用するとともに、権利利益の侵害に関わるリスク評価のあり方も含めて、実効あるプライバシー影響評価の実施方法について評価・検証する必要があるのではないか。（経団連）
- ・第三者機関は必要と思うが、十分な人材や財源が期待できるようになるまでは、実務は従来どおり主務大臣が行うべきではないか。第三者機関は、動きの鈍い省庁を会計検査院のようにチェックしたり、個人情報保護の専門家として各省庁の相談を受けたりする総合的な役割を果たすべきではないか。（日消協）
- ・（質問に対し）第三者機関は必要であり、例えば、自治体間の運用を合わせるためのガイドラインのようなものを作る役割を担ってはどうか。また、第三者機関の機能は、消費者委員会のように、行政機関等の保有する個人情報についても縦割りの垣根を取り払って見ることが望ましいのではないか。（全相協）
- ・条例については、国の法令と自治体の条例を同じにするわけにはいかないし、国が自治体に対しこういう条例にしろと言うことも憲法違反でありできない。そこで、第三者機関が調整機関として役割を果たすという議論があり得るのではないか。【再掲】
- ・第三者機関を作るメリットとして、主務大臣制であるとどの省庁に相談してよいか分からぬ場合に、統一的窓口としての役割を期待できる面があるのではないか。
- ・行政機関等における個人情報の取扱いについて監視・監督する独立した第三者機関を設立し、大幅に拡充された権限にふさわしい予算・人員を配置して、その任に当たらせるべきではないか。（日弁連）

#### **総務大臣・各主務大臣と第三者機関の権限・機能等の整理**

- ・第三者機関が EU データ保護指令における十分性認定を受けられるように、総務大臣の権限を移管し、強い権限を与えるべく検討を行うべきではないか。
- ・（質問に対し）国際的整合性について、グローバルなデータ流通の妨げにならないことは重要であるが、必ずしも EU 基準に合わせるよう主張するものではないし、十分性条件について意見の一致をみているわけでもない。ただ、官民間の適正かつ円滑なデータ流通を図るために、個人情報の保護と利活用に関する行政機関が持っている権限等を第三者機関にできるだけ移行していく、場合によっては一元化することについても検討いただきたい。（経団連）
- ・第三者機関の権限について慎重な立場であり、保護色が強くなり過ぎると経済に悪影響を及ぼしかねないので、慎重に議論すべき。加えて、設置そのものについても慎重な考え方を持っているが、第三者機関を作るとするならば、個人情報を

保護するための仕組みとしては、官民で同じであるべきではないか。（新経連）

- ・低減の程度や機微情報の選択について、制度改正大綱ではケースバイケースということになっており、第三者機関が認定等を行うとしても、少なくとも各省の大臣がある程度関与する仕組みを作る必要があるのではないか。
- ・行政機関が保有する個人情報の管理・監督について、医療情報については専門知識を有する所管省庁が管理・監督すべきであり、第三者機関がその役割を果たすのは困難ではないか。【再掲】
  - ・（質問に対し）医療データの管理・監督は、諸外国では専門家のアドバイスを受けてプライバシーコミッショナーが行っており、それは現在我が国で議論されている第三者機関とは異なるものである。【再掲】（山本参考人）
  - ・医療や教育など各分野の情報については、関係省庁が施策の一環として取扱いを検討し、必要があれば地方公共団体にも助言等を行うべきであって、国の第三者機関が、行政機関の保有する各分野の個人情報について関与するのは極めて困難なのではないか。【再掲】
  - ・すべて第三者委員会に引き寄せるという立場から、全く逆の立場、そして個別法を通じて重なりがあるとする中間的な立場など、いろいろな選択肢があるのでないか。
  - ・（質問に対し）第三者機関は、各省庁の個人情報の取扱いの問題が発生した際には、各省庁に徹底調査させたり、各省庁の個人情報の取扱いについて調査したりする権限が必要であり、各行政機関に直接権限行使できる関係が望ましいのではないか。（日弁連）

（注）明朝体で記載したものは、ヒアリング対象者など構成員以外の者の意見である。